

深谷駅市民サービスセンター ギャラリー2 トライアル・サウンディング実施要項

1 制度の趣旨

トライアル・サウンディングは、公共施設等の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すとともに、施設の効果的な利活用の方法を探るため、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

施設管理者である市は、民間事業者の事業実施に当たっての集客力、信用度、施設との相性などを確認することができ、民間事業者は、立地、使い勝手、採算性などを確認することができます。

深谷市(以下、「本市」という。)では、民間事業者のアイデアやノウハウを活用したトライアル・サウンディングの手法により、民間事業者の皆様との対話を通じて深谷駅市民サービスセンター ギャラリー2の持つ可能性を調査することを目的に実施するものであり、当該実施の結果を踏まえて、施設の機能変更に向けた検討を行います。

2 対象施設

名 称	深谷駅市民サービスセンター ギャラリー2 ※JR 深谷駅2階
所 在 地	埼玉県深谷市西島町3丁目1番8号
延床面積	123.56㎡
室内の高さ	3.5m
利用時間	午前9時から午後8時
休 館 日	1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日
内装設備	電気設備(エアコン含む) ※火気厳禁。ただし、IH 機器の使用については要相談。
駐 車 場	専用駐車場は無し ※駅北口及び南口に市営の有料駐車場(20分未満は無料)有り。



3 募集期間

令和4年11月1日(火)から同年12月26日(月)まで

4 実施期間

令和5年4月3日(月)から同年9月29日(金)まで(土日祝日を含む)

5 申請方法

(1) 申請時の提出書類

ア 参加希望申請書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 事業概要書(任意様式)

※利用希望者名、事業内容、施設の使用レイアウト及びスケジュール等を記載してください。

エ 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(いずれも申請日から3ヶ月以内に取得したものに限りませう。)

※個人事業主の場合は住民票(申請日から3ヶ月以内に取得したものに限りませう。)を提出してください。

※法人登記を有しない任意の団体においては代表者の住民票(申請日から3ヶ月以内に取得したものに限りませう。)及び団体の情報がわかる書類を提出してください。

(2) 暫定利用者の決定

内部審査終了後、決定した暫定利用者については別途通知させていただきます。

※応募者多数の場合、希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

(3) 暫定利用決定後の提出書類

オ 行政財産貸付申請書

カ 市税に滞納が無いことの証明書(申請日から3ヶ月以内に取得したものに限りませう。)

(4) 提出先

深谷市都市整備部都市計画課(深谷市役所本庁舎2階)

※提出時間は午前9時から午後5時までとします。

※提出方法は持参のみとします。

(5) 現地調査及び事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、事前に深谷市都市整備部都市計画課へ連絡を行って下さい。受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までとします。

6. 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア 申請者は暫定利用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者としてします。

イ 申請者は単独又はグループ(複数の企業・団体の共同体)とし、グループで申請する場合には、全ての構成員とその役割を明確にしてください。

(2) 申請者の要件

申請者は、次に掲げる全ての要件に該当する者としてします。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下、「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下、「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

オ 市税(本市に対して納税義務のあるものに限る。)を滞納していない者であること。

カ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担としてします。

イ 提出書類の取り扱い及び特許等

(ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しないこととしてします。

(イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定利用の審査等、本制度の運用に必要な目的以外で申請者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとしてします。

ウ 法令の遵守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定利用時における法令適合のリスクを負うこととしてします。

7 暫定利用の要件等

(1) 暫定利用の内容

暫定利用の内容は次のいずれも満たすものとしてください。

- ア 市民や利用者の利便、サービス又は文化の向上に資するものであること。
- イ 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること。

(2) 対象外とする暫定利用

次に掲げるものの用に供する暫定利用はできないこととします。

- ア 公序良俗に反するもの。
- イ 騒音、振動又は臭気等により周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの。
- ウ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの。
- オ その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの。

(3) 暫定利用期間

暫定利用期間は、原則として1ヶ月以内とします。ただし、提案事業の内容によっては、暫定利用期間は延伸または短縮できるものとします。

(4) 使用料等

暫定利用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定利用に伴い発生した電気料については相当の負担金を徴収いたします。

(5) 留意事項

- ア 暫定利用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定利用する者が負うものとし、暫定利用するものが責任をもって事業を遂行することとします。
- イ 暫定利用に伴い発生するリスクは暫定利用する者が負うものとし、暫定利用する者が責任をもって事業を遂行することとします。
- ウ 本市のホームページ等において、暫定利用の概要を公表させていただきます。
- エ 暫定利用が可能な時間は、午前9時から午後8時までとし、準備・撤収もこの時間内に行うこととします。
- オ 対象施設内においては、火気の使用は固く禁じます。ただし、IH 製品の使用は要相談とします。
- カ 暫定利用の日時が重複した場合は、その一方に対し日時の変更を命じます。
- キ 暫定利用期間中は、交付された行政財産使用許可書を携行するとともに、対象施設の鍵の管理を厳重に行ってください。
- ク 施設の内外装については、現状のまま使用するものとしてください。

8 実績報告等

暫定利用する者は、トライアル・サウンディング事業が完了した後、本市に対して実績報告書(様式第3号)を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合はこれに応じるものとします。

9 問合せ先

深谷市 都市整備部 都市計画課 市街地整備係

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

TEL 048-574-6654

E-mail toshi@city.fukaya.saitama.jp